

香美町農業委員会総会(第9回)議事録

1 開催日時 令和5年11月27日(月) 9:30～11:00

2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室

3 出席農業委員(12人)

会長	1番	古川 功兒
会長職務代理者	2番	吉川 正人
委員	3番	白岩 寧
	5番	山本 薫
	6番	橋本 幸長
	7番	前田 精一
	8番	米田 和弘
	9番	田中 一馬
	10番	北村 宏明
	11番	文堂 福一
	12番	田中 憲二
	13番	岡田 久志

4 欠席農業委員(2人)

委員	4番	小谷 直美
	14番	井上 竹雄

5 出席農地利用最適化推進委員(7人)

	2番	高田 勝
	3番	青山 政行
	4番	福田 好美
	6番	岡 昭三
代表	7番	田野 豊博
	8番	東垣 泰彦
	9番	毛戸 誠

6 欠席農地利用最適化推進委員(1人)

	1番	吉田 栄雄
副代表	5番	小林 隆夫
	10番	本上 純也

7 議事日程

第1 会期の決定 11月27日 1日間

第2 議事録署名委員の指名

第3 報告 (1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第4 議案第27号 非農地証明願承認について

第5 議案第28号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

8 農業委員会事務局職員

事務局長	福島 功
事務局次長	榎 秀俊
書記	中村 達也

9 会議の概要

議 長 日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。

議 長 日程第2 議事録署名委員の指名をします。
本日の議事録署名委員は5番「山本 薫委員」と6番「橋本幸長委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声がありますので、5番「山本 薫委員」と6番「橋本幸長委員」よろしくお願ひします。

議 長	日程第3 報告に入ります。 報告事項1番として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を2件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	日程第4 議案第27号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから31ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第27号 番号1番の非農地証明願について、11月21日に現地調査委員であります「吉川正人委員」と「小谷直美委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
2番	はい、失礼します。場所の説明をさせていただきます。県道香住村岡線沿いの、長井の小原地区となります。造り酒屋の本社の裏山となります。申請内容ですが、もともとは焼畑をされてみたいですが、現況写真のとおり昭和30年代から植林された山となっており、地目変更登記のための申請となっております。皆さま、よろしく申し上げます。
議 長	「吉川正人委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第27号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第27号 番号2番の非農地証明願について、11月21日に現地調査委員であります「田中一馬委員」と「文堂福一委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
11番	先日、申請者から相談があり、一度、現地調査をさせていただきました。まず、一か所目の場所は、村岡地域局から国道9号を新温泉方面に300mほど行きますと、旧国道と交わり、商店街の入り口でもある交差点があります。その交差点を左に曲がり150mほど行ったところに会社があります。その会社の真向かいの山のところとなります。湯舟川を渡り300mほど行ったところになりますが、現在は道も無くなっているような状態です。現地は大きな木などは生えていませんが、ススキなどが生い茂っている原野状

	<p>態となっています。昭和58年頃から耕作放棄されて現在の状況になったそうです。2か所目の場所です。付近見取図をご覧ください。申請場所は村岡中学校の校門から西側に200mほど登ったところになりますが、ここも現地に行く道すらないような状態でした。現況写真のように杉や竹が生えている山林で昭和58年頃から耕作放棄と植林されこのようになってしまいました。次に3か所目の場所ですが、村岡地域局から国道482号を蘆武トンネル方面に200mほど行ったところの神社を右折し、水道タンク方面に約300mほど登ったところの谷川沿いとなります。この場所は現地までの道は残ってましたが現況写真のような杉林となっていました。4つ目の申請地は、国道9号の村岡高校交差点を西側に入り県道を約500mほど行ったところの農道を2、300mほど行ったところ。現地は杉が生えており山林となっていました。申請内容は、申請人は不在地主で、4か所とも農地に戻せるような場所ではなく、地目変更をするための申請です。みなさんご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議 長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
7番	申請地の周囲の状況はどうでしたか。水路とかの状況はどうですか。
11番	申請地の周囲は全て山林です。もとは開墾地でしょうね。道も無くなっています。水路もつぶれていません。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願ひ出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第27号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第27号 番号3番の非農地証明願について、11月21日に現地調査委員であります「田中一馬委員」と「文堂福一委員」が現地調査をしていますので、「田中一馬委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
9番	付近見取図をご覧ください。申請地は国道9号の和田の交差点沿いのコンビニ店と森林組合との間です。申請地は昭和40年代から道の一部になってしまっているようです。その当時から地目が農地のままで残っていたようなので、この度、地目変更登記のための申請です。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	「田中一馬委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願ひ出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第27号 番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	日程第5 議案第28号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①32ページから61ページです。続いて、本日お

	配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から6号まで確認したことを説明する。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第28号 番号1番の申請について、11月21日に現地調査委員であります「吉川正人委員」と「小谷直美委員」、担当委員であります「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
7番	付近見取図をご覧ください。左上は香住病院です。周囲はそれぞれ畑として耕作されておりましたが、申請地は耕作はされていませんでした。次の申請地は、香住郵便局から150mほど行ったところです。申請地は畑として野菜などを栽培しておられました。申請内容は、譲渡人の息子は地元にはおられません。母は水産加工業をされておりましたが10年ほど前に廃業しました。そういった中、農地を処分しようとした時に譲受人がそれに応じたものとなっております。以上です。
議 長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第28号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に議案第28号 番号2番の申請について、11月21日に現地調査委員であります「吉川正人委員」と「小谷直美委員」、担当委員として「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
7番	番号2番の申請です。先ほどの番号1番の譲渡人とは親子でございます。付近見取図をご覧ください。香住病院の北側から70mほど行ったところです。耕作はされておられません。申請内容の説明をいたします。譲渡人は地元にはおられません。母は水産加工業をされておりましたが10年ほど前に廃業しました。そういった中、農地を処分しようとした時に譲受人がそれに応じたものとなっております。以上です。
議 長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第28号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に議案第28号 番号3番の申請について、11月21日に現地調査委員であります「吉川正人委員」と「小谷直美委員」、担当委員として「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。

7番	<p>それでは、現地調査の報告をさせていただきます。申請地は森の郵便局の前を東側に200mほど行き、そこを70mほど北に行ったところ。現状は水田として良好な管理をされていました。周辺も水田として良好な環境でした。続きまして申請内容の説明をさせていただきます。譲渡人が財産処理をするのを譲受人が応じたものです。もともと譲受人が一括でこの田を作っておられ、一括管理をするということでこの度の要望に応じたものです。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第28号 番号3番の申請については、許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第28号 番号4番の申請と番号5番の申請については関連がございますので一括で報告し、その後それぞれ採決したいと思います。それでは、番号4番と番号5号の申請について、11月21日に現地調査委員であります「吉川正人委員」と「小谷直美委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p>
2番	<p>それでは、現地調査の報告をさせていただきます。番号5番から報告させていただきます。場所は香住インターから油良橋を渡って、集落方向に行って右に曲がって200mほど行ったところ。次に4番の場所は、そこから更に200mほど行ったところとなります。この辺りは米所として優良な農地であり、申請人の双方合意の上で、利便性を考え、この度の交換という申請となりました。皆さまご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>「吉川正人委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第28号 番号4番の申請については、許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に番号5番の採決を取ります。番号5番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第28号 番号5番の申請については、許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第28号 番号6番の申請について、11月21日に現地調査委員であります「田中一馬委員」と「文堂福一委員」、担当委員として「岡田久志委員」が現地調査をしていますので、「岡田久志委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p>
13番	<p>それでは、現地調査の報告をいたします。場所は先ほど非農地証明の申請があった場所のとなりになります。そこは柿が植えられてまして、10本以上あったのですが熊に折られているようでした。それか</p>

らもう少し上がったところに田んぼがあり、そこは譲受人が耕作しているようです。更にそこから2、300mほど行ったところに次の申請地があり、すももと梅が植えてありました。状況は議案資料②の現況写真のとおりです。申請内容は、譲渡人は不在地主で、譲渡人の要望に譲受人が応じたものです。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 「岡田久志委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。

(質問・意見等なし)

議 長 質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号6番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第28号 番号6番の申請については、許可することに決定しました。

議 長 以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟